

本巢市訓令乙第4号

本 庁  
出 先 機 関

本巢市20周年記念動画制作業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月31日

本巢市長 藤 原 勉

本巢市20周年記念動画制作業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱  
(目的及び設置)

第1条 本巢市20周年記念動画制作業務の委託事業者を厳正かつ公平な審査により選定するため、本巢市20周年記念動画制作業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 受託候補者を選定するための企画提案の審査に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、審査を行うために委員会が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項の審査の結果を市長に報告する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 企画部長
- (2) 秘書広報課主幹
- (3) 秘書広報課課長補佐
- (4) 秘書広報課係長
- (5) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は企画部長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、秘書広報課主幹をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルに応募する者に対し援助及び便宜を図ってはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和5年6月9日から施行し、第2条第2項に規定する所掌事務の完了の日限り、その効力を失う。